

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 46 年*月当時はA市に居住しており、49 年 3 月にB町（現在は、C町）へ住民登録地を移動させるまでA市で住民登録をしていたが、当時、B町役場職員であった母親が、私が 20 歳になった頃に同町で国民年金の加入手続を行うとともに、保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金受付処理簿における申立人の国民年金手帳記号番号の払出日（昭和 54 年 4 月 25 日）及びB町の国民年金被保険者名簿により確認できる昭和 51 年度の過年度保険料の納付日（昭和 54 年 3 月 31 日）から、申立人の母親は、昭和 54 年 3 月末頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、当該時点において、申立期間②は過年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、「国民年金加入期間に係る保険料は全て母親が納付してくれた。」と主張しているところ、オンライン記録を見ると、過年度納付されている昭和 51 年度から母親が他界する平成 17 年 11 月までの保険料は、申立期間②を除いて完納されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続を行った後の母親の納付意識は高かったと認められる上、申立期間②当時、母親は役場職員であり、父親についても、退職共済年金の受給権を取得し、厚生年金保険の適用事業所に勤務していたことが確認できる

ことから、母親には申立人の国民年金保険料を納付する十分な資力があったものと考えられる。

さらに、申立人の昭和 51 年度の過年度保険料の納付日が昭和 54 年 3 月 31 日とされていること、及び 53 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料が現年度納付されていることから、申立人の母親は、国民年金の加入手続を行った時期に当該期間の保険料を納付したものと推認でき、申立人の保険料を納付するだけの資力を有しながら、納付意識の高い母親が申立期間②の保険料のみをあえて納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人は、「母親が B 町で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った。」と主張しているところ、戸籍の附票によると、申立人の住民登録地は、昭和 45 年 4 月 13 日から B 町に転入する 49 年 3 月 15 日までは A 市であったため、申立期間①のうち、46 年 10 月から 49 年 2 月までの期間については、制度上、B 町において、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行うことはできない。

また、前述の申立人の母親による国民年金の加入手続時点（昭和 54 年 3 月末頃）において、申立期間①は時効により納付することができない期間であるため、B 町において、申立期間①の保険料を納付するには、第 3 回の特例納付（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）によることとなるが、特例納付された場合に保存することとされている申立人に係る特殊台帳は無く、特例納付の記録は確認できない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親は他界しているほか、父親も高齢（95 歳）のため聴取が困難であることから、申立期間①に係る保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社が承継）における資格取得日に係る記録を昭和25年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月30日から26年2月20日まで

私は、昭和24年にA社C営業所に入社後、同社本社へ転勤以降も28年に退社するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社（D事業所）から提出のあった履歴書及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和25年12月30日にA社C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和26年2月のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 4 年 8 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 4 年 8 月まで

私の父親は、昭和 62 年頃、A 区役所から郵送されてきた国民年金保険料の免除申請に係る往復はがきを返送することで国民年金保険料の免除申請をしてくれた。また、父親は、往復はがきによる免除申請から約 1 年後にも A 区役所に電話し、その電話により免除申請してくれていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親は、「昭和 62 年頃、A 区役所から郵送されてきた往復はがきにより免除申請を行った。」と述べているところ、オンライン記録における申立人の前後の番号の国民年金第 3 号被保険者新規資格取得処理日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 10 月頃に B 市において払い出されたものと推認でき、申立人の母親は、「申立人の妹が成人式を迎えた平成元年 1 月当時は、B 市の府営住宅に居住していた。」と述べていることから、制度上、申立人の父親が主張する時期（昭和 62 年頃）に、住民登録地ではない A 区から免除申請に係る書類（往復はがき）は送付されず、免除申請は行えなかったものと考えられる。

また、申立人の父親は、免除申請に係る供述内容が変遷するなど、申立人の申立期間当時の国民年金の加入手続及び免除申請に関する記憶は明確でなく、申立人の父親以外、申立人の免除申請に関する供述が得られないことから、申立期間に係る免除申請状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除決定通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 664

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 25 日から 35 年 12 月 31 日まで

A社で勤務した期間について、年金機構の記録では脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人を含む前後の被保険者 104 人について、オンライン記録により脱退手当金の支給状況を確認したところ、同社の厚生年金保険の被保険者期間のみで脱退手当金の受給要件を満たしている女性 47 人のうち、資格喪失後 1 か月以内に厚生年金保険の被保険者資格を再取得している 6 人を除く 41 人中 38 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、当該脱退手当金受給者のうち 37 人については、同社での資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることなどから、当時、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 2 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがわれない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月30日から36年3月21日まで

A社B工場に勤務した申立期間について、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶も受給した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人を含む前後の被保険者200人について、オンライン記録により脱退手当金の支給状況を確認したところ、i) 当時の脱退手当金の受給要件を満たさない者、ii) 同社B工場での厚生年金保険の資格喪失日が申立人の資格喪失日(昭和36年3月21日)の前後それぞれ3年以上の者、iii) 同社B工場での資格喪失後、1年以内に厚生年金保険に再加入した者を除いた58人全員(申立人を含む)に脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から5か月以内に支給決定されていることなどから、当時、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚で連絡可能な19人のうち、回答のあった5人は、脱退手当金を受給したことを記憶しており、このうち、同僚1人は、「脱退手当金は退職時にもらった。皆もらっていたので、脱退手当金は退職時にもらうものだと思っていた。」と供述しており、代理請求については、同僚2人が「脱退手当金の請求は自分でしていないので、会社が請求してくれたと思う。」と供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)

には、脱退手当金を裁定するために必要となる標準報酬月額等について、当時、旧台帳を保管していた社会保険庁（当時）が脱退手当金の裁定を行う社会保険事務所（当時）に対し、旧台帳の写しを送付したことを示す「回答済」の押印が確認できることから（回答日は昭和 36 年 5 月 22 日）、同事務所において脱退手当金の裁定事務が行われ、当該回答日から 19 日後の昭和 36 年 6 月 10 日に脱退手当金が支給決定されている上、その支給金額に計算上の誤りは無いことなど、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはないと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。